

飼養衛生管理基準の再徹底を！

第7回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会が令和元年5月21日に開催されました。（主に13例目から22例目までの調査の結果）検討会での提言を踏まえ、本病ウイルスの侵入防止、万が一の際の早期発見及びまん延防止に万全を期すため、下記の項目について改めて徹底してください。

1. 今回のウイルスが、感染個体が増加して症状が明確になるまで時間を要することを踏まえ、平時からの丁寧な臨床観察を徹底してください。改めて豚コレラの特定症状（別紙）を記載しますので、早期通報を徹底してください。
2. 特に飼養者が立入る頻度が高く、ウイルスが侵入するリスクの高い分娩舎等において清掃・消毒・手洗い等を徹底し、専用長靴を使用してください。
3. ウイルスを伝播する可能性のあるネズミ等の野生動物対策に万全を期すため、日頃から殺鼠剤の散布や、消毒効果も含め、農場周囲への消石灰の散布を念入りに行ってください。

管内での発生についても分娩舎および繁殖豚舎で複数の母豚に食欲不振等の症状が見られ通報された事例が複数見られます。異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。
中央家畜保健衛生所：電話番号058-201-0530

以下の症状が見られたら通報してください。

①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

②同一豚房内(個別飼育では同一豚舎内)で次のいずれかの症状を示す家畜が7日間で増加していること。

1 摂氏四十度以上の発熱、元気消失又は食欲減退があること。

2 便秘又は下痢があること。

3 結膜炎があること。

4 歩行困難、後躯麻痺又はけいれんがあること。

5 削瘦、被毛粗剛又は発育不良(いわゆる「ひね豚」)があること。

6 流死産等の異常産の発生があること。

7 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は血便があること。

※ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。

③同一豚舎内で、7日間で複数の繁殖又は肥育に供する家畜が突然死亡すること。

※ただし、家畜の飼養衛生管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。